

環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【定義】 農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、
農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農薬の取組を含みます。

② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

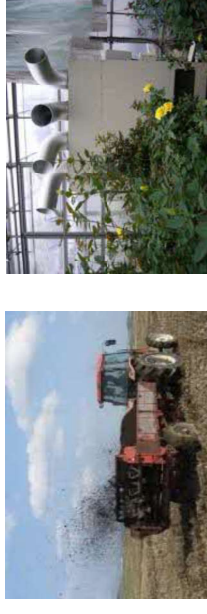
③ 別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示】

- ・ 水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・ 環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・ バイオ炭の農地への施用
- ・ プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・ 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動

（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する
施設園芸用ヒートポンプ



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム

都道府県

〈市町村と共同で基本計画を作成〉

計画認定の
申請

認定

認定要件

基本計画に沿ったものであること等

農林漁業者 又は その組織する団体

〔 環境負荷低減事業活動実施計画を作成 〕

【計画記載事項】

- ・目標
- ・実施内容・期間
- ・実施体制
- ・必要な資金 等



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機



メタンの排出抑制、
良質な堆肥生産に資する
堆肥化処理施設



軽量・小型の
漁船用低燃費エンジン

支援措置

農林漁業者等向け

○課税の特例（法人税・所得税）

環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

○農業改良資金融通法の特例

- ・貸付資格認定の手續のワンストップ化
- ・償還期間の延長（10年→12年）

○林業・木材産業改善資金助成法の特例

○沿岸漁業改善資金助成法の特例

- ・貸付資格認定の手續のワンストップ化
- ・償還期間の延長（10年→12年 等）

○家畜排せつ物法の特例

- ・日本公庫による長期低利資金
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用

〔 メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する
堆肥化施設等の整備を支援 〕

関連する措置を行う食品事業者向け

○食品等流通法の特例

- ・日本公庫による長期低利資金
（食品流通改善資金）の貸付適用

〔 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を
用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援 〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット
措置を受けられます。

計画の認定申請

※認定を受けるには、実施計画を行う区域で基本計画が作成されている必要があります。

- 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けたい農林漁業者は、計画を作成し、都道府県知事の審査・認定を受ける必要があります。
- 都道府県知事は、基本計画等に照らして、その内容を審査した上で認定します。

農林漁業者

環境負荷低減事業活動実施計画
(計画記載事項)

①環境負荷低減事業活動による目標

②活動の内容及び実施期間

③活動の実施体制

④活動に必要な資金の額・調達方法
(以下、計画の内容に応じて)

⑤認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う措置に関する事項

⑥活動の用に供する設備導入を行う場合は、その種類・内容等

申請

認定

都道府県知事

認定要件

1. 基本計画に照らし適切なものであり、かつ、当該活動を確実に遂行するために適切なものであること。

2. 当該活動が環境負荷の低減及び当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。

その他、個別法の特例を受けようとする場合には、当該個別法の認定基準等に基づき、認定をすることができる場合に該当すること。

申請手続のフロー（イメージ）

事前相談

計画の申請（審査開始）

計画の認定

計画の実施（設備投資等の実施）

- ・取組が環境負荷低減事業活動に該当するか、当該地域の基本計画に沿ったものであるかなど、必要に応じて、都道府県に事前相談を行ってください。
- ・また、日本政策金融公庫の資金貸付を希望される場合は、併せて最寄りの支店に事前相談を行うと認定後の貸付がスムーズです。

申請書は、**環境負荷低減事業活動を行おうとする都道府県知事（各担当部署）**に提出してください。

申請のあった計画について、都道府県知事から、審査の結果の通知があります。

- ・計画に基づく事業活動を実施します。
- ・計画に位置付けられた導入予定の設備等については、**計画認定後の発注、着工、取得**をお願いします。

認定前に取得した場合、税制特例の適用を受けられなくなります。
なお、令和4年度中（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に発注・着工した設備に限った措置として、計画の認定前に発注・着工している設備であっても、計画の認定後に取得したものであれば、本税制の対象となります。

計画の実施状況の報告について

認定された計画に従って行われる実施計画の状況については、都道府県知事に報告いただくこととなります。
報告内容やスケジュール等は各都道府県の担当部署にお問合せください。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定審査のポイント

□ 都道府県知事は、提出された計画の内容が基本計画に適合するか等を確認し、認定の可否を判断します。計画の作成に当たっては、以下のポイントに留意してください。

審査のポイント	
① 目標	具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確で、 実現可能なものとなっているか。
② 活動の内容	基本計画の内容に整合する取組であるか。
	当該活動を実施するために 適切な実施期間 が設定されているか。
	経営面積の概ね 2 分の 1 以上の面積で取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね 2 分の 1 以上を占めているなど、 農林漁業者の経営状況等に照らして相当程度取り組む見込みであるか。
	活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、 経営の持続性の確保に努めているか。
	導入する設備等 が、目標及び活動の内容と 整合のとれた種類及び規模 となっているか。 事業を実施するために 必要な資金の額 が設定されており、その調達方法が適切であるか。
③ 実施体制	人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担等 からみて活動が確実に実施できるものとなっているか。
その他	法第23条から第27条までの特例、又は法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、 それぞれの措置の適用条件等を満たしているか。
	活動の実施により、低減が見込まれる環境負荷以外の種類の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないか。

申請に必要な書類

(1) 認定申請書

- 申請書には、申請者の氏名及び住所（法人その他の団体は、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地）を記載してください。
- 環境負荷低減事業活動の実施に関する計画書を添付してください。（P.9～記載例）

(2) 添付書類

- 土づくり・化学肥料・化学農薬の低減（1号活動）に取り組む場合は、**土壌診断結果**を添付してください。
- 認定を受けようとする農林漁業者以外の者であって、法第19条第3項に規定する措置を行う者（以下「**関連措置実施者**」という。）を計画に含む場合は、以下の書類を添付する必要があります。関連措置実施者が複数いる場合は、それぞれの者で添付書類が必要です。

添付書類
関連措置実施者を含む場合において、関連措置実施者が行政庁の許認可等を必要とする事業を行うときは、 その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類 （具体的には、産業廃棄物処理業の許可、農薬取締法、肥料法に基づく届出又は登録を受けたことを証する書類等が想定されます。）

※上記のほか、各個別法の特例を受けようとする場合には、特例に応じた添付書類が必要となります。⁸

環境負荷低減事業活動実施計画の作成①

計画書の記載例（青字）

※記載例は国が示した様式例に沿ってあくまでイメージやポイントを解説したものです。
様式は都道府県によって異なる場合があります。また、活動内容に応じてご自身の取組を記載してください。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

〇〇県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 (環境負荷低減事業活動を実施する場所：〇〇市（町村）)

記載のポイント・留意点

- ・都道府県と市町村が作成している基本計画の名称を記載してください。（基本計画に基づいて認定が行われます。）
- ・事業活動を行う場所（ほ場等）が、申請者の住所と異なる市町村に所在する場合は、当該市町村名を記載してください。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）
①氏名又は名称：農事組合法人〇〇ファーム (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：代表 〇〇 〇〇)
②住所又は主たる事務所の所在地：〇〇県〇〇市（町村）〇〇番地
③連絡先 ・電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 ・E-mailアドレス：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp ・担当者名：〇〇 〇〇
④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
申請者
①
②
③
④業種： ☐ 農林漁業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）
関連措置実施者（法第19条第3項に規定する措置を含める場合）
①
②
③
④業種： ☐ 農林漁業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）

記載のポイント・留意点

- ・共同申請者がいる場合には、行を増やして、全ての申請者に関する内容を記載してください。その場合、代表者1名を定め、最初の欄に記載してください。
- ・農協等がとりまとめて代表者として申請する場合、共同申請者は、別紙にまとめて記載して添付することも可能です。
- ・「業種」には、該当するものにチェックを付けてください。

記載のポイント・留意点

- 「関連措置実施者」とは、認定を受けようとする農林漁業者以外の者で、次の取組を行う者を指します。
 - 事業活動に必要な堆肥や木質バイオマス燃料などの資材を提供する取組
 - 事業活動により生産された農林水産物を原料とする食品の製造・加工・流通に関する取組
- 関連措置実施者と共同して計画を作成する場合は、当該者に関する内容を記載してください。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成②

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

農) ○ haの農地を経営 (従業員数○名)。主な品目は、米○ ha、ニンジン○ a。
林) 年間素材生産量 (○立方メートル)。従業員数○名。
水) 年間漁獲量 (養殖生産量) ○ t。主な魚種は○○、○○。従業員数○名

(2) 環境負荷低減事業活動の種類

- ☒ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- ☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

(例1) 設立以来、慣行農業として、化学肥料・化学農薬を活用し米の生産に取り組んできた。昨今の環境への配慮した消費活動を踏まえ、新たに化学肥料・化学農薬を3割削減した農業に取り組むこととし、そのために必要な①良質な堆肥等の確保及び施用、②可変施肥田植機の導入、③防除等に必要な設備の導入等の取組を進める。

(例2) 本法人では、約10年前から、米の作付面積のうち約1/3で特別栽培米の生産に取り組んでいる。また、5年前からは有機栽培でのニンジンの生産に取り組んでいる。

特別栽培米及び有機栽培ニンジンについて、これまでは、直売所における直接販売を中心とし、その一部については、県内に展開する○○スーパーに出荷してきたが、今後、○○スーパーでは、地元産の特別栽培農産物や有機農産物を積極的に取り扱うこととなっている。

○○スーパーの需要に応えられるよう、特別栽培米及び有機栽培ニンジンの生産拡大を図ることとし、そのために必要な、①良質な堆肥等の確保及び施用、②可変施肥田植機の導入、③防除等に必要な設備の導入等の取組を進める。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間： ○ 年 ○ 月 ～ ○ 年 ○ 月 (目標年度)

記載のポイント・留意点

- ・現状の経営規模 (経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、主たる従業員の数等) や経営類型 (主な品目、畜種等) を、簡潔に記載してください。
- ・農業の場合は、活動に取り組む品目ごとの現状の経営規模についても記載してください。

記載のポイント・留意点

- ・該当する取組にチェックを付けてください。
- ・都道府県の基本計画によっては、対象となる事業活動の類型が異なる場合があります。

記載のポイント・留意点

- ・農林漁業経営や環境負荷低減に関するこれまでの取組状況や課題、それらを踏まえた今後の取組の方向性を記載してください。
- ・関連措置実施者がいる場合には、当該者が「環境負荷低減事業活動」に関連した措置の内容について、以下のいずれかに該当するように記載すること。
 - ① 環境負荷低減事業活動に不可欠な資材の提供
 - ② 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造・加工
 - ③ 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び当該農林水産物をその不可欠な原材料として製造・加工された食品の付加価値の向上に資する流通

記載のポイント・留意点

- ・5年間を目途に定めてください。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成③

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標 (土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
米	(有機質資材の施用) (例) ・マニユアスプレッダーによる堆肥（C/N比〇〇）の施用【〇年〇月予定】 ・堆肥混合肥料への切替え（新規導入）【〇年〇月予定】	資材の使用量等 (現状) 〇 t/10a (目標) 〇 t/10a
	(化学肥料の施用減少) (例) ・土壌診断（令和〇年〇月実施）や収量実績に基づく適正施肥【〇年〇月予定】 ・可変施肥田植機の導入【〇年〇月予定】	(現状) 〇 t/10a (目標) 〇 t/10a
	(化学農薬の使用減少) (例) ・温湯消毒種子の活用【〇年〇月予定】 ・防除暦の点検・見直し、実践【〇年〇月予定】 ・ピンポイント農薬散布ドローンの導入【〇年〇月予定】	(現状) 〇 回 (目標) 〇 回
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状) 〇 ha (目標) 〇 ha

記載のポイント・留意点

- ・「実施内容」には、導入する技術（導入時期）や使用する資材等を記載してください。
- ・「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（堆肥の施用時期や施用方法、C/N比等）を記入し、併せて土壌診断の実施時期についても記載してください。
- ・JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を添付することで、実施内容の記載を省略することも可能です。

記載のポイント・留意点

- ・「資材の使用量等」には、以下を記載してください。
 - 有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量（t/10a等）、
 - 化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量（ℓ/10a又はkg/10a等）
- ・（現状）には、申請者の直近の使用量又は地域の慣行的な生産方式に基づく使用量など、基準となる値を記載してください。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成④

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標（つづき）
（上記以外の活動類型の場合）

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
b	施設 トマト	(内容) (例) ・ハイブリッド型ヒートポンプ、環境制御装置の導入【○年○月予定】 ・農業用電力について、再生可能エネルギー由来に切替え【○年○月予定】	(現状) 燃油 ○ t
			(目標) 燃油 ○ t (削減率○%)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状) ○ a (目標) ○ a

記載のポイント・留意点

・「資材の使用量等」には、実施しよとする環境負荷低減事業活動に応じ、以下の例を参考に記載してください。

環境負荷低減事業活動		現状及び目標の数値
温室効果ガスの排出量削減の取組	➢ 1 作当たりの化石燃料や再エネの使用量	
	➢ 家畜排せつ物の処理方法ごとの処理重量	
	➢ 脂肪酸カルシウムの給餌量	
家畜ふん尿や餌料に由来するリン等を減少させる取組	➢ 家畜糞尿等からのリン等の排出量（水質汚濁防止法に基づき測定する排水量等）	
	➢ アミノ酸バランス飼料や環境負荷低減型配合飼料の給餌量	
土壌への炭素の貯留に関する取組	➢ バイオ炭等の施用量	
プラスチックの使用量、排出量の削減の取組	➢ 1 作当たりのプラスチック使用量や排出量	

環境負荷低減事業活動実施計画の作成⑤

(6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (〇年〇月期)	目標 (〇年〇月期)
ア：経営規模	〇 ha	〇 ha
イ：売上高	〇〇 万円	〇〇 万円
ウ：経営費（生産コスト）	〇 万円	〇 万円
エ：所得（イ－ウ）	〇〇 万円	〇〇 万円

記載のポイント・留意点

- ・複数の申請者が共同で申請する場合は、申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を追加して記載してください。
- ・農林漁業経営の全体について記載してください。
- ・「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載してください。
- ・「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体において（営業利益）の現状値及び目標値を記載してください。
- ・イ・ウ・エに記載する数値は概数で構いません。

(7) 環境負荷低減事業活動の実施体制

責任者：農林 太郎（本法人代表）
生産部門担当者：〇〇 〇〇（人員数〇名）
販売部門担当者：〇〇 〇〇（人員数〇名）

記載のポイント・留意点

- ・活動の実施に必要な体制・人員を記載してください。
- ・申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載してください。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者の氏名又は名称：

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
可変施肥田植機購入費	自己資本	3,000
色彩選別機と一体的な建物の建設費	融資	80,000
運転資金（雇用労賃）	自己資本	2,000

記載のポイント・留意点

- ・申請者・関連措置実施者ごとに作成してください。
- ・「使途・用途」には、環境負荷低減事業活動の実施に当たって資金が必要な場合の資金の使途・用途を記載してください。
- ・「資金調達方法」については、計画申請時点で、自己資金・融資・補助金等の別を記載してください。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成⑥

記載のポイント・留意点

・環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を实践するよう、**原則、該当するチェック項目全てにチェック**を入れてください。

5 環境負荷低減事業活動の実施に当たったでの配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

□ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

□ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

□ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

□ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

□ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

□ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

□ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。